

(独)水資源機構

http://www.water.go.jp

1. 財政投融資を活用している事業の主な内容

利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川の7水系において、国又は地方公共団体に代わって利水・治水を目的とした緊急で広域的かつ大規模なダム、河口堰、湖沼水位調節施設及び多目的水路などの建設及び管理を行っている。
 このうち、財投対象事業となっているのは、建設事業費の利水事業者負担分についてであり、建設事業が完了し利水事業者が料金収入を得られるようになるまでの間、機構が費用を立て替えているものである。
 (参考)財投対象外の主な事業としては、ダム等建設事業のうち治水事業、完成施設の管理業務等がある。
 利水事業:水道・工業・農業用水の確保及び供給するための事業
 治水事業:洪水調節、流水の正常な機能の維持と増進を図るための事業

2. 財政投融資計画額等

(単位:億円)

2年度財政投融資計画額	元年度末財政投融資残高見込み
30	2,543

3. 当該事業に関する政策コスト分析の試算値

① 政策コスト

(単位:億円)

区 分	元年度	2年度	増 減
1.国の支出(補助金等)	826	755	△71
2.国の収入(国庫納付等) ※ ¹	-	-	-
3.出資金等の機会費用分	△41	△78	△36
1~3 合計=政策コスト(A)	785	677	△107
分析期間(年)	29年	36年	+7年

② 投入時点別政策コスト内訳

(単位:億円)

区 分	元年度	2年度	増 減
(A) 政策コスト【再掲】	785	677	△107
① 分析期首までに投入された出資金等の機会費用分	11	7	△4
② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト	773	670	△103
国の支出(補助金等)	826	755	△71
国の収入(国庫納付等) ※ ¹	-	-	-
剰余金等の機会費用分	△52	△85	△32
出資金等の機会費用分	-	-	-

④ 感応度分析(前提条件を変化させた場合)

(単位:億円)

(A) 政策コスト【再掲】	マイナス金利政策導入前ケース ※ ²	増減額	1. 国の支出(補助金等)	2. 国の収入(国庫納付等) ※ ¹	3. 出資金等の機会費用
			△2	-	△2
677	673	△5	△2	-	△2

③ 経年比較分析(対前年度実績増減額の算出) (単位:億円)

政策コスト	単純比較(調整前)	元年度	2年度	単純増減
		785	677	△107
経年比較(調整後)	①分析始期の調整(分析始期を2年度分析に合わせた結果)	②前提金利の調整(元年度の前提金利で再試算した結果)	実質増減(②-①)	
		662	668	+5

【実質増減額の要因分析】

○ 政策コストの増加要因

・新規事業の実施による補助金等の増 (+20億円)

○ 政策コストの減少要因

・分析期間延長による余資運用益の増による利益剰余金の増に伴うコスト減 (△11億円)
 ・その他(事業費減による補助金等の減等) (△4億円)

(注) 各欄は単位未満四捨五入の端数処理により、合計において合致しない場合がある。

※¹ 国の収入(国庫納付等)は、収入がある場合マイナス計上する。例: △100億円…100億円の国庫納付等を表す。

※² 前提金利(割引率及び将来金利)をマイナス金利政策導入前(平成28年1月28日)における国債流通利回りを基に算出した場合。

4. 分析における試算の概要及び将来の事業見直し等の考え方

〔試算の概要〕

- ① ダム等建設事業及び用水路等建設事業を試算の対象としている。(ダム等建設事業のうち治水事業は、財投対象外。)
- ② 事業規模は、2年度から14年度にかけて1,601億円であり、2年度は160億円となっている。(治水事業を除く。)
- ③ 分析期間は、建設事業が完了し、財政融資資金を完済するまでの36年間(元年度は29年間)としている。
- ④ 上記の建設事業に係る、総事業費、工期を基に、各事業のコストアロケーション・補助率から当該事業の完成までに必要となる補助金等を試算している。

〔将来の事業見直しの考え方〕

- ① 分析対象事業は、現在着手している事業及び2年度から着手を開始する用水路等建設事業の計12事業であり、14年度までに完了させることと仮定している。
- ② 2年度新規事業：香川用水施設緊急対策

(事業費の推移)

(単位:億円)

年 度	(実績)				(見込み)	(計画)	(試算前提)	
	27	28	29	30	元	2	3~14	建設事業が完了するために必要となる 工期及び事業費を計上
事 業 費	412	341	441	618	787	423	3,373	
分析対象事業費	239	145	201	257	347	160	1,441	

(注)分析対象事業費は、財投対象外の治水事業等を除く。

- ③ 利水事業に係る受益者の負担金は、受益者の負担同意に基づき施設完成後に個別に賦課されており、完成していないが既に投入された事業費等にかかるものを含め、割賦元金として33年度までに回収することとしている。
(主な負担金回収期間※)
都市用水：23年間、農業用水：17年間
※ 回収期間については、機構移行後、独立行政法人水資源機構法施行令第31条(都市用水)並びに第34条及び第39条(農業用水)に基づき、負担する者と協議し国土交通大臣及び主務大臣の認可を受けて機構が定めることになっている。
- ④ 受益者である地方自治体等からは、事業実施計画を作成する上で負担同意を得ており、またこれまで割賦負担金が滞納された事例はなく、負担金回収の確実性について問題はない。従って、政策コスト分析上、負担金が回収不能となる事態については見込んでいない。

5. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等

水道用水、工業用水、農業用水の各受益者の負担軽減を図る目的で補助金が交付される。

(根拠法令等)

水資源開発促進法

第13条 政府は、基本計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保その他の措置を講ずることに努めなければならない。

独立行政法人水資源機構法

第35条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、機構に対し、第十二条第一項第一号又は第三号の業務に要する経費の一部を補助することができる。

上記法令に基づき、次の補助金を一般会計より受け入れている。

水道用水：水道水源開発施設整備補助金(補助率 1/3又は1/2)

工業用水：工業用水道事業費補助金(補助率 40%以内)

農業用水：農業生産基盤整備事業費補助金(補助率 70%以内)

(注)農業用水の補助率は、後進地域に対する嵩上げにより基準を超える場合がある。

国庫納付については、独立行政法人水資源機構法に次のとおり規定されている。

独立行政法人水資源機構法

(積立金の処分)

第31条 機構は、通則法第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第12条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 機構は、前項に規定する積立金の額のうち第12条第1項第2号ハ及び第5号、第2項並びに第3項の業務に係る利益によるものとして国土交通省令で定める額に相当する金額から前項の規定による承認を受けた金額のうち当該業務の財源に充てるべき金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 (略)

6. 特記事項など

- ① 「独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)」により、水資源開発公団を解散し、平成15年10月1日に独立行政法人水資源機構を設立している。
- ② 平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において「新たに利水者が負担金を前払いする方式を導入し、可能な限りその活用に努める。」とされたことを受け、一部の事業において実施しており、政策コスト分析においても反映している。
- ③ 政策コスト分析にあたっては、ダム・用水路等の資産の価格を評価していないことに留意する必要がある。
- ④ 機構の政策コストは、水道・工業用水の安定的な供給、農業用水の確保による合理的・集約的な営農活動の育成等、国民経済の成長と国民生活の向上に寄与している。
- ⑤ 機構が建設・管理する施設は、地域に親しまれる施設として人々に憩いの場を提供するなど、また、供給する農業用水は、河川還元や地下水涵養などを通じて、流域の水循環系の構築にも寄与するなど、多面的な効果を発揮している。
- ⑥ 機構は、利水事業と一体的に国民の生命・財産、国土の保全を図る治水事業を実施している。現在建設中のダム等建設事業において、治水事業がもたらす洪水被害軽減等による効果は、約1.2兆円(元年度事業再評価資料等より)と見込まれている。

(参考)当該事業の成果、社会・経済的便益など

① 事業の特徴

ア 複数の都府県にまたがる広域的で多目的な施設の建設から管理までを一貫して実施(水道用水、工業用水、農業用水)。

イ 水源の開発から導水までを一元的に実施。

ウ 首都圏をはじめ人口の約50%を占める大都市地域(計7水系)で広域的な利水事業を実施。これにより対象地域の新規用水供給目標量の約80%をカバーしており、機構事業は地域のライフラインとして機能。

② 事業の概要

ダム等新規利水施設の新設、既存施設の改築(機能回復及び強化等)の12事業を実施中。

③ 当該事業の効果及び便益

上記12事業の完了と利水事業者が実施する用水供給事業が相まって、家庭や農地などに安定的な供給が可能となる用水量は約203m³/s(水道用水76、工業用水11、農業用水116)である(改築事業の供給量を含む)。

ア 水道用水の供給量76m³/sは、日量で表すと約657万m³であり、1人当たりの使用水量から換算すると、約1千7百万人分を賄うことができるものである。

イ 工業用水の供給量11m³/sは、日量で表すと約95万m³である。用水の約60%を消費する3業種(パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業及び鉄鋼業)の工場において使用する使用水量から換算して、年間約1兆7千億円相当の製造品出荷に寄与するものである(機構試算)。

ウ 農業用水の供給量116m³/s(農繁期)は、日量で表すと約1,002万m³であり、約7万ha(全国の農地の2%に相当)の農地を潤すものである。これは、約15万農家の安定的な農業経営と農業生産に寄与するものである。

(参考)1日の供給量は、東京ドームの容積(約120万m³)で約15杯分(水道用水6、工業用水1、農業用水8)に相当する。

また、事業から生ずる便益については、定量的に把握することが困難な部分があるものの12事業(思川開発、房総導水路施設緊急改築、成田用水施設改築、利根導水路大規模地震対策、木曾川水系連絡導水路、木曾川右岸緊急改築、愛知用水三好支線水路緊急対策、豊川用水二期、川上ダム、香川用水施設緊急対策、小石原川ダム、福岡導水施設地震対策)について、

ア) 水道用水における水源開発施設整備による減断水被害軽減効果や、施設の耐震化による断水被害の減少効果

イ) 工業用水における他に水源を求めざるを得ない場合の工業用水調達コスト削減効果や耐震化による施設損壊リスクの回避効果

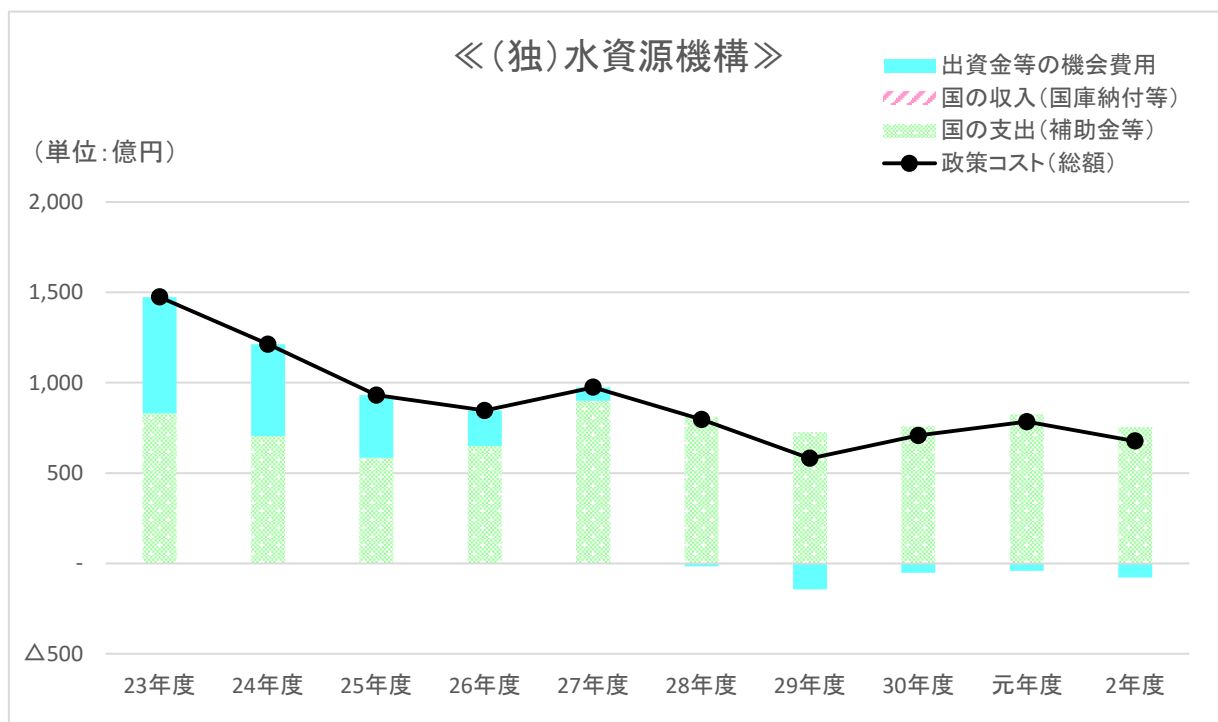
ウ) 農業用水における農作物の生産効果と更新効果

などの便益等は以下のとおり試算される。

- ・ 社会的割引率を4%とし、事業毎の分析期間を最長50年、64年度までとした場合
約17兆8,678億円(機構試算)
- ・ 社会的割引率と分析期間を政策コスト分析と同じとした場合
約32兆6,988億円(機構試算)

政策コスト分析結果の概要

【政策コストの推移】



(注) 各年度の政策コストについて、推計に適用される金利等の前提条件は異なる。

(単位: 億円)

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
政策コスト(総額)	1,474	1,213	931	846	974	797	581	708	785	677
国の支出(補助金等)	831	705	585	650	899	813	725	760	826	755
国の収入(国庫納付等)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出資金等の機会費用	642	508	346	196	75	△16	△144	△51	△41	△78

【政策コストの推移の解説】

- 政策コスト分析の対象である建設事業は、事業実施計画により総事業費が定められており、建設事業の進捗によって残事業費が減少し、これに伴って国からの補助金等も減少することから基本的に政策コストは減少していく傾向にある。

ただし、事業実施計画の変更や新規事業の追加により、分析期間における国からの補助金等が増加した場合は、政策コストは増加する。

【政策コスト分析結果(令和2年度)に対する財投機関の自己評価】

- 令和2年度の政策コスト677億円は例年と同水準(過去3年平均程度)となっており、昨年度との単純比較では、107億円の減となっている。
 主な要因は建設事業の進捗によって残事業費が減少し、これに伴って国からの補助金等が減少したこと等によるものである。
- 政策コスト分析を行う過程において作成した将来キャッシュフロー等の推計結果により、財政融資資金の償還確実性を確認している。また、将来にわたり当期損失は生じない見通しであること等から、財務の健全性が確保できていると判断している。
- マイナス金利政策導入前の前提金利で政策コストを算出した感応度分析の結果は、5億円の減となっている。
 政策コスト677億円に対する減額率は△0.7%程度であり、当該金利変動による財務への影響は僅少である。

(参考)貸借対照表、損益計算書

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	30年度末実績	元年度末見込	2年度末計画	科目	30年度末実績	元年度末見込	2年度末計画
(資産の部)				(負債及び純資産の部)			
流動資産	84,238	50,408	47,441	流動負債	62,736	37,857	37,728
現金・預金	34,572	11,279	14,714	未払金	17,760	16	16
有価証券	11,690	700	700	未払費用	132	56	33
その他	37,976	38,429	32,027	その他	44,845	37,785	37,678
固定資産	3,441,510	3,416,421	3,353,291	固定負債	3,380,179	3,349,846	3,287,755
事業用固定資産	2,785,121	2,882,157	2,827,362	資産見返負債	3,091,546	3,073,869	3,038,098
有形固定資産	2,779,265	2,876,301	2,821,506	長期預り補助金等	826	658	606
無形固定資産	5,855	5,855	5,855	水資源債券	8,000	9,000	10,000
一般管理用固定資産	6,831	6,925	7,285	債券発行差額	0	0	0
有形固定資産	6,830	6,924	7,284	長期借入金	254,699	240,858	213,290
無形固定資産	1	1	1	引当金	25,077	25,417	25,708
建設仮勘定	339,541	244,514	264,661	受託事業前受金	30	44	53
事業用建設仮勘定	339,539	244,514	264,661	(負債合計)	3,442,915	3,387,703	3,325,483
一般管理用建設仮勘定	2	-	-	資本金	4,838	4,838	4,838
投資その他の資産	310,018	282,826	253,984	政府出資金	4,838	4,838	4,838
投資有価証券	9,209	11,460	11,549	資本剰余金	△ 1,626	△ 1,511	△ 1,133
割賦元金	292,675	264,776	233,791	資本剰余金	1,752	2,064	2,661
長期前払消費税等	7,362	5,819	7,978	その他行政コスト累計額	△ 3,378	△ 3,575	△ 3,794
敷金・保証金	275	275	275	利益剰余金	79,622	75,800	71,545
その他の投資その他の資産	496	496	391	前中期目標期間繰越積立金	77,109	71,154	64,944
				積立金	-	2,513	4,646
				当期未処分利益	2,513	2,133	1,955
				(うち当期総利益)	(2,513)	(2,133)	(1,955)
				(純資産合計)	82,833	79,126	75,249
資産合計	3,525,748	3,466,829	3,400,732	負債・純資産合計	3,525,748	3,466,829	3,400,732

(注)1 貸借対照表には、政策コスト分析対象外事業に係る金額を含む。

2 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

損益計算書

(単位:百万円)

科目	30年度実績	元年度見込	2年度計画	科目	30年度実績	元年度見込	2年度計画
(費用の部)				(収益の部)			
経常費用	118,860	133,849	124,912	経常収益	117,820	130,338	121,255
管理業務費	34,613	38,162	37,439	受託収入	563	3,333	1,810
受託業務費	553	3,333	1,810	補助金等収益	32,726	35,787	35,136
寄附金事業費	1	-	-	寄附金収益	1	-	-
災害復旧事業費	650	3,103	-	災害復旧事業収入	650	3,103	-
海外調査等業務費	118	183	177	海外調査等業務収入	52	58	51
建設事業費	464	6,315	1,100	管理雑収入	1,033	784	762
一般管理費	2,502	4,152	4,072	資産見返補助金等戻入	74,539	74,039	76,437
事業用固定資産減価償却費	73,959	73,714	76,224	建設仮勘定見返補助金等戻入	175	5,838	582
事業用固定資産除却費	628	365	248	固定資産売却収入	119	-	-
財務費用	5,373	4,520	3,840	賞与引当金見返に係る収益	-	526	526
雑損	-	2	2	財務収益	7,938	6,870	5,951
				雑益	26	-	-
臨時損失	347	580	-	臨時利益	347	580	-
固定資産売却損	2	17	-	固定資産売却益	135	-	-
国庫納付金	345	37	-	資産見返補助金等戻入	212	54	-
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	-	526	-	賞与引当金見返に係る収益	-	526	-
当期総利益	2,513	2,133	1,955	前中期目標期間繰越積立金取崩額	3,552	5,644	5,612
合計	121,719	136,562	126,867	合計	121,719	136,562	126,867

(注)1 損益計算書には、政策コスト分析対象外事業に係る金額を含む。

2 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。